

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条から第3条 債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、法第12条ただし書に基づき、兼業を行うことができる。	につ いてb	につ いてc	につ いてd		zB090001	厚生労働省 法務省	サービス 法改正によるサー ビスの社保 庁の徴収業 務受託	5069	5069B004	1	個人	4	サービス法改正によるサービスの社保庁の徴収業務受託	注：すでに社保庁の回収業務の市場化テスト試行に関連して、落札サービスの業務の円滑実施の観点から、検討がなされているところ。			
債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条から第3条 債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、法第12条ただし書に基づき、兼業を行うことができる。	につ いてb	につ いてc	につ いてd		zB090001	法務省、 厚生労働省	社会保険 (国民年金・ 厚生年金・ 政管健保) の徴収業務 の民間委託	5129	5129B001	1	民間企業	1	社会保険(国民年金・厚生年金・政管健保)の徴収業務の民間委託	債権管理回収業に関する特別措置法(サービス法)の特定金銭債権の扱い	督促、回収業務を業とするサービスに委託することによる、費用対効果改善		社会保険料、未納延滞管理コストとその成果の開示 未納延滞管理コストとその成果率 未納延滞の現行管理システムと延滞管理要員及びその管理体制 【その他要望】 効果的かつ低コストによる未納金回収のための属性情報及び、未納情報の開示レベルとその内容 未納情報の開示範囲
債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条から第3条 債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、法第12条ただし書に基づき、兼業を行うことができる。	につ いてb	につ いてc	につ いてd		zB090002	厚生労働省、 法務省	社会保険事 務所業務を 市場化テス トの対象と すること	5044	5044B004	1	株式会社東京リーガルマインド	4	社会保険事務所業務を市場化テストの対象とすること	現在社会保険事務所が実施している健康保険・国民年金・厚生年金等事業にかかわる適用・徴収・給付手続業務及びそれに付随する相談業務を、施設単位で包括的に市場化テストの対象とすることを提案いたします。 なお、未納保険料の徴収といった事業単位で市場化テストにかけるという意見もありますが、かかる手間とコストのかかる事業のみを民	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項、債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条から第3条、債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、法第12条ただし書に基づき、兼業を行うことができる。	についてb	についてc	についてd		zB090002	厚生労働省 法務省	社会保険庁の保険料徴収業務の市場化テスト	5068	5068B006	1	個人	6	社会保険庁の保険料徴収業務の市場化テスト	社会保険庁の保険料徴収業務の市場化テスト	すでに「厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業」「年金電話相談センター事業」はモデル事業として実施されており、市場化テストの趣旨との合致は確認されているものと考えられる。今後は、保険料徴収事業全般への拡大(強制徴収の一環としての資産調査・把握等事務含む)、及び対象事務所を拡大して、より多くの成果を得ていくことが妥当であるため	全国の事務所における年金保険料徴収業務に市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベル向上が図られるものと期待される	
	「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日)に基づき、経済産業省を中心としてシステムの開発を実施している。	c			物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務の民間開放について何らの結論も出ていない段階において、市場化テストが実施される場合を想定しての本件調達に係る要望(その他、要望欄に記載のもの)に対して、当省単独で回答することは適当でない。	zB090003	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省の連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考えられる。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものと考えられる。	性能発注方式による入札条件の設定、サービスの質を評価する総合評価基準の採用、リスクが適切に発注者・受託者に配分されること、対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと、各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること
電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第3条第1項、第4条第1項	指定法人が電気通信回線を利用して提供を受けた登記情報を利用者に送信している。	c			電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第3条第1項において、法務大臣は「全国を一を限って、指定法人が電気通信回線を使用して提供を受けた登記情報を利用者に送信することを業務とする指定法人を指定することとしており、その指定を受ける要件として、同法は、民法第34条の規定により設立された法人であることなどを要件としていることから、市場化テストを含む民間開放を検討するに当たっては、法律上の手当てを必要とする。	zB090004	法務省	登記情報のインターネットによる提供に関する業務	5059	5059B017	1	市場化テスト推進協議会	17	登記情報のインターネットによる提供に関する業務	登記情報のインターネットによる提供業務を民間に開放されたい。	登記情報提供サービスにおいては、登記データに手を加えることなく提供されるものであり、当該サービスで提供された情報を印刷した場合でも公的証明力を付与されないことなどから、公権力の行使には該当しないことが明白である。また、登記は公示を目的とするものであり、秘密保持を必要とするものでもない。他方、登記情報は取引の安全性に資するところが大きく、これを円滑容易に入手できることは社会的にも要請されるところと考える。現在、当該業務は財団法人民事法務協会が指定法人として独占的に業務を実施しているところであるが、独占業務とする意味を見出しがたい。データベースからの情報検索・提供という事業は民間でも膨大な実務的蓄積があるところであり、民間により十分に運営可能である。	財団法人民事法務協会が指定法人として業務を実施する登記情報提供サービス	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
無	平成17年8月1日から翌平成18年3月31日までの間において、宮城刑務所及び福島刑務所(福島刑務支所を含む)で市場化テストモデル事業を実施する予定である。	b	該当なし	平成17年8月1日から実施予定の市場化テストモデル事業の実施において識別される課題解決策等を踏まえる必要がある。		zB090005	法務省	行刑施設管理運営業務の市場化テスト	5068	5068B008	1個人		8	行刑施設管理運営業務の市場化テスト	行刑施設管理運営業務の市場化テスト	すでに「行刑施設管理運営業務(庁舎警備、構外巡回警備、保安事務、被収容者カウンセリング、窓口受付等の施設の警備や被収容者の処遇に関わる補助事務)」はモデル事業として市場化テストが実施されており、市場化テストの趣旨との合致は確認されているものと考えられる。したがって、対象地域を拡大して、より多くの成果を得ていくことは妥当であるため	行刑施設の一部機能(庁舎警備、構外巡回警備、保安事務、被収容者カウンセリング、窓口受付等の施設の警備や被収容者の処遇に関わる補助事務)に係わる管理運営事業に対して包括的に市場化テストを実施。ただし、モデル事業の実施において識別された課題解決に向けた方策を実施することとする	
債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条から第3条 債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、法第12条ただし書に基づき、兼業を行うことができる。	につ いてb	につ いてc	につ いてd		zB090006	法務省 総務省	自治体の公金徴収業務の市場化テスト	5068	5068B016	1個人		16	自治体の公金徴収業務の市場化テスト	自治体によって徴収されている地方税や各種使用料等の公金徴収業務の市場化テスト	現在、自治体によって徴収されている地方税や各種使用料等の公金徴収業務は、民間のサービス等がノウハウ・経験を有しており、市場化テストの趣旨に合致すると考えられるため	自治体の公金徴収業務に市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベル向上が図られるものと期待される。加えて、カード決済・コンビニ収納等の支払い方法の多様化により、遅延解消も期待できる	
無	治安等に直接関係する打合せや連絡を行う必要があり、秘密保持を要するため、運転手を公務員としている。	b	無	運転手の退職時期等において公用車の一部を削減する予定としており、その際に検討する。		zB090007	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1個人		7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となら変わることはなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に至って提供されている公用車サービス	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
	本件要望におけるバックオフィス系業務と考えられる業務については、会計法等の関係法令に基づき、その運用を行っているところである。	a, b		本件要望におけるバックオフィス系業務と考えられる業務のうち、情報システムの運用・保守、清掃、受付及び警備等の業務について、民間委託を進めてきたところであり、今後においても、対象業務及び対象庁の拡大等につき、引き続き検討することとしたい。 また、人事及び給与に関する業務については、「人事・給与等業務・システム最適化計画」(平成16年2月27日)に基づき、人事院、総務省及び財務省においてシステムを開発中であり、物品の調達(購買)及び管理等に関する業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日)に基づき、経済産業省が中心となってシステムを開発を行っているところであるため、これらの業務の民間開放については、当該システムの仕様等が具体化された段階で検討していくこととしたい。		zB090008	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3.業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する	
	オンライン申請における手数料の納付については、「国庫金電子納付システム」により運用されているところである。			オンライン申請における手数料の納付は、「国庫金電子納付システム」により行われており、クレジットカードによる支払いを認めるかどうかは、同システムの運用の問題であることから、当省としては、本件提案につき回答できる立場にないとする。		zB090009	法務省、財務省	法務省オンライン申請システムの支払(納付)代行業務	5078	5078B005	1	株式会社ゼロ	5	法務省オンライン申請システムの支払(納付)代行業務	法務省オンラインシステム申請手数料のクレジットカード決済での支払の許可	法務省が行っているオンライン申請システムを利用した場合、現在の支払手段は、ATMやインターネットバンキングであるが、新たにオンラインでのクレジットカード決済を導入したい。申請システム画面上から支払い画面にリンクさせることで利用者の利便性が増す。また分割払や一括払い等、支払い方法を選択することで負担を軽減し収納の確実性も増す。	オンライン申請システムのホームページ上でパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。申請者IDおよびパスワードによる個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置も不要である。	
刑事訴訟法第472, 490条 徴収事務規程第14, 15, 16, 17, 19, 20, 23条	罰金・料金は、日本銀行(本店、支店、代理店等を含む)に直接納付するか、現金・証券・印紙を検察庁へ持参又は送付して納付する。	C		<罰金・料金のカード決済について> 罰金及び料金は、刑罰であることから、検察官の指揮監督により適正に執行すべきであり、カード決済を実施した場合、カード会社に債権譲渡され、実質的には民間企業が刑罰を執行することとなる。 罰金・料金は刑罰であり、現金等が納付できない者は労役場に留置する制度があるところ、カード決済による未納の場合は、保険等による補てんとなり、納付義務者の負担が一時的に免除され、刑罰の目的が達成できない上、刑罰の持つ犯罪抑止力の効果が減衰しかねない。 債権譲渡の観点から、支払いでトラブルとなった場合に、未納者の前科情報が流出する可能性があるため、個人情報の保秘に問題がある。		zB090010	法務省	刑事罰の罰金の支払代行業務	5078	5078B018	1	株式会社ゼロ	18	刑事罰の罰金の支払代行業務	罰金のクレジットカードでの支払の許可	罰金は裁判により刑事罰として科せられたものであり、必ず、所定の期間内に検察庁に納付すべきものである。現在は検察庁が指定する方法で検察庁指定の金融機関に納めるか、又は検察庁に直接納める。オンラインでのクレジットカード決済を行なうことで支払者にとっての利便性が増し、検察側も一括で入金を受け収納の確実性も増し、滞納者への回収業務の削減に繋がる。	ホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。検察はカード会社からの入金を確認するのみ。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置も不要である。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
	本件要望におけるノンコア業務と考えられる業務については、会計法等の関係法令に基づき、その運用を行っているところである。	a, b		本件要望におけるノンコア業務と考えられる業務については、その内容に応じ、特定の課、室等でとりまとめて行っているところであり、また、当該業務のうち情報システムの運用・保守、清掃、受付及び警備等の業務について、民間委託を進めてきたところであるが、今後においても、民間委託の対象業務及び対象庁の拡大等につき、引き続き検討することとした。 また、人事及び給与に関する業務については、「人事・給与等業務システム最適化計画」(平成16年2月27日)に基づき、人事院、総務省及び財務省においてシステムを開発中であり、物品の調達・購買及び管理等に関する業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務システム最適化計画」(平成16年9月15日)に基づき、経済産業省が中心となってシステムの開発を行っているところであるため、これらの業務のシステム導入後の担当窓口及び民間委託については、当該システムの仕様等が具体化された段階で検討していくこととした。		zB090011	全庁省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員によるノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当該業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス	別途添付資料があります。その内容については非公開を希望します。理由:内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため)
出入国管理及び難民認定法第6条,第7条,第25条,第25条の2	出入国管理は入国管理局職員が行っている。	c		出入国管理に係る権限行使については、我が国の主権の行使として、国が自ら行うべきであることから、当該権限行使について民間に委託することは困難である。 なお、民間による上陸審査等直接の権限行使は困難であるが、国際線入港時の場内整理等可能な範囲の委託を行うことは可能である。		zB090012	財務省 法務省 厚生労働省	CIQ(関税・入国審査・検疫)の民間開放	5093	5093B007	1	大阪商工会議所	7	CIQ(関税・入国審査・検疫)の民間開放	・わが国のグローバル化が進むなか、国境を越えた人的移動が年々活発になっている。 ・しかしながら、わが国の空港では、ピーク時に国際ゲートが混みあうなどCIQの体制がそれに追いついていない面がある。また、近年、日本においてもビジネスジェット(企業等がチャーターする小型機のこと。)の利用がビジネス需要を中心に高まっているが、CIQの審査をするのが一般的。 ・CIQは、日本の空港の国際競争力を強化するため、より一層の体制強化が望まれる。			
債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条から第3条 債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、法第12条ただし書に基づき、兼業を行うことができる。	についてb についてc についてd	について について	について 全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービスからのニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであって、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。		zB090013	総務省、法務省	NHK受信料の徴収・回収業務	5096	5096B001	1	株式会社クレディセゾン・ジェービーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	1	NHK受信料の徴収・回収業務	現在NHKの職員で行っているNHK受信料の徴収・回収等の業務を民間に委託していただきたい。民間委託の際に放送法等現行の法令や制度において不可能であれば、緩和して認めていただきたい。制度上問題がなく、現在可能であるならば、その旨を明示していただきたい。 債権管理回収業に関する特別措置法に關して、債権回収会社がNHKの料金徴収に係る徴収・回収等の業務を行うことを可能とするよう必要な措置を講じていただきたい。(同法第12条(業務の範囲)ただし書の承認を法務大臣からいただくのも構わない。)	NHK受信料の徴収、延滞債権の回収、文書・電話催告、現地調査、訴状作成などの業務	日本放送協会が現在行っている徴収、回収、催告、調査、訴状作成など業務について、人員、事務量、費用など、関連する直接・間接の費用に関する情報を開示していただきたい。	

市場化テストを含む民間開放要項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条から第3条 債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、法第12条ただし書に基づき、兼業を行うことができる。	についてb についてd	について について-	について 全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービスの活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであって、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。		zB090014	総務省、 法務省	地方税の徴収・回収業務支援	5096	5096B002	1	株式会社クレディセゾン・ジェーピーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	2	地方税の徴収・回収業務支援	地方自治法243条（私人の公金取扱いの制限）「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。」の部分に関して規制緩和・規制改革を講ずることが必要。あるいは、直接の公権力の行使に当たる徴収・収納の業務ではなく、催告、調査、訴状作成等の周辺業務であれば、同条に抵触せず現行で可能であるならば、その旨明示していただきたい。債権管理回収業に関する特別措置法に関して、債権回収会社が地方自治体の税金徴収に係る催告、調査、訴状作成等の業務を行うことを可能とするよう必要な措置を講じていただきたい。（同法第12条（業務の範囲）ただし書の承認を法務大臣からいただくのでも構わない。）	債権回収業者（サービサー）は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などのサポートを行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。	地方自治体の地方税の徴収業務に関する文書・電話催告、現地調査、訴状作成等	地方公共団体が現在行っている催告、調査、訴状作成など業務について、人員、事務量、費用など、関連する直接・間接の費用に関する情報を開示していただきたい。
債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条から第3条 債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、法第12条ただし書に基づき、兼業を行うことができる。	についてb についてd	について について-	について 全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービスの活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであって、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。		zB090015	総務省、 法務省	国民健康保険料(税)の徴収・回収業務支援	5096	5096B003	1	株式会社クレディセゾン・ジェーピーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	3	国民健康保険料(税)の徴収・回収業務支援	国民健康保険法第80条の2（保険料の徴収の委託）の範囲を拡大し、サービサーが徴収関連業務を受託することを可能としていただきたい。 地方自治法243条（私人の公金取扱いの制限）「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。」の部分に関して規制緩和・規制改革を講ずることが必要。あるいは、直接の公権力の行使に当たる徴収・収納の業務ではなく、催告、調査、訴状作成等の周辺業務であれば、同条に抵触せず現行で可能であるならば、その旨明示していただきたい。債権管理回収業に関する特別措置法に関して、債権回収会社が地方自治体の税金徴収に係る催告、調査、訴状作成等の業務を行うことを可能とするよう必要な措置を講じていただきたい。（同法第12条（業務の範囲）ただし書の承認を法務大臣からいただくのでも構わない。）	債権回収業者（サービサー）は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などのサポートを行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。	文書・電話催告、現地調査支援、訴状作成支援等	地方公共団体が現在行っている催告、調査、訴状作成など業務について、人員、事務量、費用など、関連する直接・間接の費用に関する情報を開示していただきたい。
債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条から第3条 債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、法第12条ただし書に基づき、兼業を行うことができる。	についてb についてd	について について-	について 全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービスの活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであって、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。		zB090016	法務省、 厚生労働省	介護保険料の徴収・回収業務支援	5096	5096B004	1	株式会社クレディセゾン・ジェーピーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	4	介護保険料の徴収・回収業務支援	介護保険法において、サービサーが徴収関連業務を受託することを可能としていただきたい。 地方自治法243条（私人の公金取扱いの制限）「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。」の部分に関して規制緩和・規制改革を講ずることが必要。あるいは、直接の公権力の行使に当たる徴収・収納の業務ではなく、催告、調査、訴状作成等の周辺業務であれば、同条に抵触せず現行で可能であるならば、その旨明示していただきたい。債権管理回収業に関する特別措置法に関して、債権回収会社が地方自治体の税金徴収に係る催告、調査、訴状作成等の業務を行うことを可能とするよう必要な措置を講じていただきたい。（同法第12条（業務の範囲）ただし書の承認を法務大臣からいただくのでも構わない。）	債権回収業者（サービサー）は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などのサポートを行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。	文書・電話催告、現地調査支援、訴状作成支援等	地方公共団体が現在行っている催告、調査、訴状作成など業務について、人員、事務量、費用など、関連する直接・間接の費用に関する情報を開示していただきたい。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
民事訴訟費用等に関する法律第8条、弁護士法第72条、第77条第3号	裁判所に納める手数料は、訴状等に収入印紙を貼って納めなければならない。ただし、納付する手数料の額が100万円を超える場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもって納めることができる。弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で、他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、違反者には刑罰が科せられる。	c	-	<p>についてc</p> <p>裁判所に納める手数料については、手数料納付によって開始される手続を迅速かつ確実にを行う必要や、裁判所における事務処理の便宜の観点から、確実かつ簡易に収受することができる必要があり、現行制度には十分に合理性がある。</p> <p>裁判所においてクレジットカードによる立替払を認めるか否かについては、上記手続上の必要性や事務処理の便宜を踏まえ、国庫に対する手数料納付事務全般との均衡等をも考慮の上、慎重に検討されるべき事項である。</p> <p>についてc</p> <p>上記のとおり、裁判所に納める手数料についてクレジットカードによる立替払を認めることは困難である以上、それを前提とする の要望についても、対応は困難である。</p>		zB090017	法務省	訴訟費用のカード決済	5109	5109B004	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	4	訴訟費用のカード決済		各種訴訟費用のカード決済(分割を含む)/また延滞した顧客に対する督促・集金業務。	紛争解決手段の利便性の向上	
民事訴訟法第76条、民事保全法第4条第1項及び民事執行法第15条第1項(民事訴訟規則第29条、民事保全規則第2条及び民事執行規則第10条をも参照のこと)	民事保全法等においては、民事保全法等の規定により担保を立てる場合には、原則として、供託所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならないこととされている。そして、これらの規定を受けた最高裁判所規則(民事訴訟規則、民事保全規則及び民事執行規則)は、裁判所の許可を得て、担保を立てるべきことを命じられた者が銀行、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫(以下「銀行等」という。)との間において支払保証委託契約を締結する方法により担保を立てることができる旨を定めている。したがって、現行の最高裁判所規則の下では、銀行等以外の者との間で支払保証委託契約を締結する方法により担保を立てることはできない。	d	なし	<p>民事保全法等の規定により担保を立てる場合における供託以外の具体的な方法については、最高裁判所規則に委任されており、支払保証委託契約を締結する方法によること及びその場合における当該契約の相手方は、いずれも最高裁判所規則(民事訴訟規則、民事保全規則、民事執行規則)の定めるところであるから、その範囲を拡大するに当たっては、民事保全法等の当省管法令を改正する必要はない。</p> <p>そして、支払保証委託契約の相手方の範囲をどのように規律するかについては、最高裁判所において、担保権利者の請求権行使が十分担保されるかどうか等諸般の事情を考慮して決せられているものと認識している。</p>		zB090018	法務省	各種供託金の保証(ボンド取引)	5109	5109B006	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	6	各種供託金の保証(ボンド取引)		各種供託金の保証業務/また延滞した顧客に対する督促・集金業務。	合理化及び効率化	
刑事訴訟法第472、490条 徴収事務規程第14、15、16、17、19、20、23条	罰金・料金は、日本銀行(本店、支店、代理店等を含む)に直接納付するか、現金・証券・印紙を検察庁へ持参又は送付して納付する。	C		<p><罰金・料金のカード決済について></p> <p>罰金及び料金は、刑罰であることから、検察官の指揮監督により適正に執行すべきであり、カード決済を実施した場合、カード会社に債権譲渡され、実質的には民間企業が刑罰を執行することとなる。</p> <p>罰金・料金は刑罰であり、現金等が納付できない者は刑罰場に留置する制度があるところ、カード決済による未納の場合は、保釈等による増えとなり、納付義務者の負担が一時的に免除され、刑罰の目的が達成できないと、刑罰の持つ犯罪抑止力の効果が減衰しかねない。</p> <p>債権譲渡の観点から、支払いトラブルとなった場合に、未納者の前科情報が流出する可能性があるため、個人情報保護の問題がある。</p> <p><罰金・料金のコンビニ収納について></p> <p>コンビニ等は多額の現金等を取り扱うことを予定している機関ではなく、また、罰金の納付自体が罪を犯したと推認させることとなるが、コンビニ店舗の機上納付者の個人情報流出する可能性があるため、保釈の観点から、実施は問題があり、困難である。</p>		zB090019	警察庁、法務省、財務省	交通違反に係る反則金及び罰金のカード決済	5109	5109B013	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	13	交通違反に係る反則金及び罰金のカード決済		反則金及び罰金のカード決済(分割を含む)、コンビニ収納/また延滞した顧客に対する督促・集金業務。	支払方法の多様化、未納の減少	

市場化テストを含む民間開放要項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
戸籍法第1条、第4条 外国人登録法	(戸籍事務) 戸籍事務は市区町村長が行っている。 (外国人登録事務) 外国人登録事務については、市区町村が法定受託として実施している。	C		(戸籍事務) 戸籍事務は、市区町村長がこれを管掌することとされ(戸籍法第1条、第4条)、市区町村長の指揮監督の下に吏員をしてその処理につき補助させることができることとされている(地方自治法第172条、第154条、第283条)。 (外国人登録事務) 外国人登録法に基づいて市区町村長が行う行政処分を民間業者に代行させることは困難である。		zB090020	法務省	戸籍事務及び外国人登録事務の委託範囲の拡大	5110	5110B001	1	足立区	1	戸籍事務及び外国人登録事務の委託範囲の拡大	戸籍事務及び外国人登録事務については、法定受託事務であり、国が一定の基準を作成し、区市町村長がその責任において処理すると考える。法定受託事務などについても市場化テストの対象となる法整備、または国が委託できるの事務の範囲及び民間企業の基準(プライバシーマークの取得など)を定める法整備をされたい。	足立区における事務委託の現在の状況は、個人情報保護の観点から、入力処理委託などの最小限にとどめている。委託できる範囲が広がることにより、窓口等の接客及び業務クオリティの向上が期待でき、住民サービスの向上に寄与すると考える。	現在の一部委託導入を、受付事務から審査事務、証明発行事務等、一連の事務を委託し、職員と同等の職務を行なう。(従来より証明書などの基となる届け出に基づく戸籍作成の入力業務委託を実施しており、質的において、証明書発行業務との差がないと判断でき、一連の事務を委託することは可能と考えられる。)	
戸籍法第1条、第4条 外国人登録法	(戸籍事務) 戸籍事務は市区町村長が行っている。 (外国人登録事務) 外国人登録事務については、市区町村が法定受託として実施している。	C		(戸籍事務) 戸籍事務は、市区町村長がこれを管掌することとされ(戸籍法第1条、第4条)、市区町村長の指揮監督の下に吏員をしてその処理につき補助させることができることとされている(地方自治法第172条、第154条、第283条)。 (外国人登録事務) 外国人登録法に基づいて市区町村長が行う行政処分を民間業者に代行させることは困難である。		zB090021	総務省、法務省、厚生労働省	区民事務所窓口に関する委託範囲の拡大	5110	5110B003	1	足立区	3	区民事務所窓口に関する委託範囲の拡大	足立区においては、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・外国人登録・税・国民健康保険・介護保険・国民年金・・・等に関する事務(台帳作成・各種証明発行・各種資格得届・・・等)を取り扱う機能を有する区民事務所がある。 これらの事務処理を民間事業者が行なうことを可能とする各種関連法規(地方自治法、住民基本台帳、戸籍法、地方税法、国民健康保険法等)の規定を改定されたい。	現行法の関連で、公務員のみが事業主体であるがため、窓口時間を延長する場合は、常勤職員のローテーション勤務、非常勤職員の採用などにより対応せざるを得ず、夜間・休日等の開庁への弾力的な対応ができない状況である。これらの業務への民間委託を進めることにより、住民サービスの機会の拡大が期待できる。 また、複数年契約による委託が可能となれば、職員が担う場合に生じる、4、5月という1年の中でも一番の繁忙期における人事異動による一時的な稼働ダウンを回避することが可能となる。	区内に点在する17箇所の区民事務所の窓口業務を包括的(17箇所をまとめて事業委託)に民間に委託することにより、民間活力を生かす幅が広がり創意工夫による窓口接客の向上、業務クオリティの向上が期待できる。	
刑事訴訟法第472、490条 徴収事務規程第14、15、16、17、19、20、23条	罰金・料金は、日本銀行(本店、支店、代理店等を含む)に直接納付するか、現金・証券・印紙を検察庁へ持参又は送付して納付する。	C		<罰金・料金のカード決済について> 罰金及び料金は、刑罰であることから、検察官の指揮監督により適正に執行すべきであり、カード決済を実施した場合、カード会社に債権譲渡され、実質的には民間企業が刑罰を執行することとなる。 罰金・料金は刑罰であり、現金等が納付できない者は労務場に留置する制度があるところ、カード決済による未納の場合は、保険等による補てんとなり、納付義務者の負担が一時的に免除され、刑罰の目的が達成できない上、刑罰の持つ犯罪抑止力の効果が減衰しかねない。 債権譲渡の観点から、支払いでトラブルとなった場合に、未納者の前科情報が流出する可能性があるため、個人情報の保秘に問題がある。		zB090022	警察庁、法務省、財務省	罰金・料金の収納代行業務	5119	5119B003	1	民間企業	3	罰金・料金の収納代行業務	当社会員1,310万名(2005年5月20日現在)のクレジットカードによる収納。	現在、罰金・料金は後日郵便振込にて収納の為、お客様からクレジット支払のご要望がござります。その場で収納可能なカードによる収納率の向上と利便性向上並びに職員の付加価値を図ります。	クレジット収納が実現した場合、次の効果があると考えます。 収納率が向上し、滞納者へ督促する事務コストが軽減されます。 収納者の利便性が向上します。 将来的に収納の入金チャネル(ATM・コンビニ・スーパー)を拡大する上で、カード支払いのニーズも更に高まるものと思われまます。 適正なクレジット利率の設定が課題です。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
弁護士法第72条,第77条第3項	弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で、法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることが禁止されており、違反者には刑罰が科せられる。	弁護士費用のカード決済についてe、延滞した顧客に対する督促・集金業務について、一部c、一部d	についてe についてc、 についてd	についてe 弁護士法は、弁護士費用のクレジットカード決済を禁止していない(現に弁護士費用のクレジットカード決済を行っている弁護士もいる。) について一部c一部d クレジットカード利用代金を債権者に代わって督促・集金する業務については、それが法律事件に関する法律事務に当たらないものであれば何人でも、法律事件に関する法律事務に当たるものであれば弁護士、弁護士法人及び債権回収会社が行うことができる。法律事件に関する法律事務に当たる督促・集金業務をこれらの者以外の者に認めることは、当事者その他の関係人の利益の保護や法律秩序の維持を目的とする弁護士法第72条の趣旨からして相当でない。		zB090023	法務省	弁護士費用のカード決済	5131	5131B001	1	民間企業	1	弁護士費用のカード決済		弁護士費用のカード決済(分割を含む)/または延滞した顧客に対する督促・集金業務。	紛争解決手段の利便性の向上	